

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
1 R 6 工事・業務実績情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和6年4月1日	(一財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂 5-2-20	4010405010556	本業務は、入札契約手続きに必要なとなる公共工事や業務の受注実績、技術者情報を関東地方整備局に提供するものである。 工事・業務実績及び技術者に関する情報は、入札・契約手続きにおける競争参加資格の確認や業者選定の為の評価根拠情報であるため、正確かつ迅速に提供を受ける必要がある。工事・業務実績及び技術者に関する情報は、(一財)日本建設情報総合センターがプログラム及びデータベースの著作権を有する工事実績情報システム及び業務実績情報システムにおいて、一元的にデータベース化し、情報提供を行うシステムを構築しているところである。 このため、上記の技術的要件を兼ね備えている者である左記事業者を特定予定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	9,945,694	—		
2 R 6 明治記念大磯邸園企画運営管理業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和6年4月1日	(公財)神奈川県公園協会 神奈川県横浜市中央区 扇町 3-8-8	7020005009672	本業務は、明治記念大磯邸園において、行催事の企画運営や邸園の管理等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、邸宅・邸園の歴史的価値を踏まえつつ、利用促進に向けた効果的な行催事及び広報を行うための工夫について技術提案を求め、企画競争により選定を行った。企画提案書を審査した結果、公益財団法人神奈川県公園協会は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、公益財団法人神奈川県公園協会は当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	62,469,000	62,469,000	100.00%		
3 R 6 建設副産物情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和6年4月1日	(一財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂 5-2-20	4010405010556	本業務は、公共工事における建設副産物の適正処理を推進するための建設副産物の排出計画・実績に関する情報及び、建設発生土の工事間利用を促進するための建設発生土の搬入・搬出に関する情報を関東地方整備局及び直轄事務所に提供するものである。 建設副産物の排出計画・実績情報や建設発生土の搬出先・搬入先に関する情報は、建設副産物の適正処理のため必要不可欠な情報であることから、正確かつ、効率的に提供を受ける必要がある。(一財)日本建設情報総合センターではプログラム及びデータベースの著作権を有する、建設副産物情報交換システム及び建設発生土情報交換システムにおいて、建設副産物及び建設発生土の情報を、一元的にデータベース化し、情報提供を行うシステムを構築しているところである。 このため、上記の技術的要件等を兼ね備えている者である左記事業者を特定予定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている下記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	11,220,000	—		

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
4 R6「積算資料」 材料単価等情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月1日	(一財) 経済調査会 東京都港区新橋6-1 7-15	1010005002667	本業務は、市販の物価資料に掲載されている材料単価及び建設機械賃料のうち、土木工事の積算での使用頻度が高い品目について新土木積算システムに反映するために、指定のデータレイアウトへ変換し、テキスト形式へ出力した情報の提供を受けるものである。 市販の物価資料のうち、「積算資料」（「積算資料 電子版」を含む。）及び「土木施工単価」は、(一財) 経済調査会が販売しているところである。 本業務にて提供を受ける材料単価及び建設機械賃料は、土木工事の積算で使用する価格情報であるため、正確かつ迅速に提供を受ける必要がある。このため、上記の技術的要件を兼ね備えている者である左記事業者を特定予定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	8,723,000	—		
5 R6企業情報提供 業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月1日	(一財) 建設業技術者 センター 東京都千代田区二番町 3番地麹町スクエア	4010005000180	本業務は、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（H13.3.9閣議決定）に基づき、工事の入札及び契約手続きにおいて、技術と経営に優れた企業を選定するとともに、不良・不適格業者の排除に必要な情報の提供を受け、これを活用することにより、公共工事の入札及び契約の適正化を促進することを目的として、一般財団法人建設業技術者センターが保有している建設業者に関する情報、技術者に関する情報、技術者の専任に関する情報及び工事実績情報をデータベース化した「発注者支援データベース・システム」から、情報提供を受けるものである。 左記法人は、「公共工事の発注者への情報提供に関する協定書」（H17.4.1国土交通省総合政策局建設業課長と（財）建設業技術者センター理事長で締結）に基づき、「発注者支援データベース・システム」を開発・運用・管理し、公共工事の発注者に限定して情報提供を行っている唯一の法人である。 よって、左記法人と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	2,970,000	—		
6 R6宅地建物取引 業免許事務処理シ ステム電算処理等 業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月1日	(一財) 不動産適正取 引推進機構 東京都港区虎ノ門3- 8-21	5010405000762	本件業務は、国土交通省（地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。）及び47都道府県（以下「免許行政庁」という。）が、宅建業免許に係る審査事務等に際して専用システムから入力する業者情報を電算処理し、これをデータベース化するとともに、当該システム自体の管理運営を行うものである。 このシステムの運用により、免許行政庁間で業者情報等を共有することで、宅地建物取引業者間における専任の宅地建物取引士の名義貸し等の防止や、免許審査事務の迅速化・指導監督業務が適正に行われている。 このため、宅建業免許に係る審査事務等においては全免許行政庁が同一のシステムを使用する必要があるが、当該財団法人は専用システムの管理運営を平成2年度から現在まで行っており、本件業務を履行できる唯一の者であり、現在全ての免許行政庁が当該財団と契約している。 以上の事由により、本件業務については、会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当し、予算決算及び会計令第102条の4第3号の手続きにより当該法人と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,642,031	3,642,031	100.00%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員 の数	備 考
7 R6「Web建設物価」他情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月1日	(一財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大 伝馬町11-8	6010005018675	各地方整備局が発注する土木工事の積算においては、(一財)建設物価調査会が発行している「建設物価」に掲載の価格情報を基礎資料として利用することが、土木工事標準積算基準書に定められているが、同財団においては、平成20年度から「建設物価」に掲載される情報を大幅に増やし「Web建設物価」としてインターネットを介し資材価格情報の提供を開始している。 この「Web建設物価」の価格情報は、「建設物価」に掲載される価格情報と同等の信頼性があり、かつ広く公表もされていることから、①市場価格のタイムリーな積算への適用、②定期調査費用の削減、③業務効率の向上を導入効果とし、土木工事積算の基礎資料としているところである。 このため、土木積算業務の適切な実施のために、「Web建設物価」に掲載される資材価格情報の提供を得る必要があるが、現在「Web建設物価」は、出版元の同財団のみが取り扱っていることから、上記法人と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,884,904	2,884,904	-		
8 R6「積算資料電子版」他情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月1日	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6-1 7-15	1010005002667	各地方整備局が発注する土木工事の積算においては、(一財)経済調査会が発行している「積算資料」に掲載の価格情報を基礎資料として利用することが、土木工事標準積算基準書に定められているが、同財団においては、平成24年度から「積算資料」に掲載される情報を大幅に増やし「積算資料電子版」としてインターネットを介し資材価格情報の提供を開始している。 この「積算資料電子版」の価格情報は、「積算資料」に掲載される価格情報と同等の信頼性があり、かつ広く公表もされていることから、①市場価格のタイムリーな積算への適用、②定期調査費用の削減、③業務効率の向上を導入効果とし、土木工事積算の基礎資料としているところである。 このため、土木積算業務の適切な実施のために、「積算資料電子版」に掲載される資材価格情報の提供を得る必要があるが、現在「積算資料電子版」は、出版元の同財団のみが取り扱っていることから、上記法人と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,689,500	2,689,500	100.00%		
9 R6危機管理型水位計運用システム利用業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月1日	(一財)河川情報センター 東京都千代田区麹町1 -3	3010005000132	本件は、関東地方整備局が設置する危機管理型水位計について、水位計が観測した水位情報を携帯電話回線を通じ、危機管理型水位計運用システム(以下「システム」)に収集し、河川管理者、市区町村、一般住民に対して提供するものである。 水位情報の運用にあたっては、洪水時の河川水位情報を幅広く提供し活用するため、国、地方公共団体が共同して運用することとしている。 システムの運用については、国・地方公共団体で構成する「危機管理型水位計運用協議会」において、全国的に危機管理型水位計の情報を収集し速やかに一般住民に公開・提供できるシステムを運用する事業者として一般財団法人河川情報センターを選定しているところであり、現在、システムを運用できる唯一の事業者である。 以上のことから、当該法人と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	7,249,071	7,249,071	100.00%		単価契約 (契約単 価×予定 数量)
10 R6建設業情報管理システム電算処理業務(単価契約)	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月1日	(一財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2- 11-24	5010005017785	本件業務は、国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。)及び47都道府県(以下「許可行政庁」という。)が建設業許可に係る審査事務等に際して専用システム(以下「C I I S」という。)から入力する業者情報を電算処理しデータベース化するとともに、当該システム自体の管理運営も行うものである。 このシステムの運用により許可行政庁間で業者情報を共有することで、建設業者間における技術者の名義貸し等の防止や許可審査事務の迅速化・指導監督業務が適正に行われている。 このため、建設業許可に係る審査事務等においては全許可行政庁が同一のシステムを使用する必要があるが、C I I Sはオンラインネットワーク化された当初(昭和62年度)より現在に至るまで当該財団法人が開発及び管理運営を行っているため、本件業務を履行できる唯一の者であり、現在全ての許可行政庁が当該財団と契約している。 以上の事由により、当該法人と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	システム基本料 ¥55,000(ユーザ 10当たり・月額) 建設業許可電算処理 料¥4,070(1処理当 たり) 経営事項審査電算処 理料 ¥702(1処理当たり)	システム基本料 ¥55,000(ユーザ 10当たり・月額) 建設業許可電算処理 料¥4,070(1処理当 たり) 経営事項審査電算処 理料 ¥702(1処理当たり)	100.00%		単価契約 調達予定 総額 8,829,60 0

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
11 R6「iJAMP」情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5丁目 15番8号	7010001018703	<p>本業務は、関東地方整備局の施策の推進に資するため、指定する端末機に、インターネットを通じて「iJAMP」の行政情報等の提供を受けるものである。</p> <p>関東地方整備局は、社会資本の整備及び維持管理、自然災害や事故発生時への対応、地方公共団体への社会資本整備交付金等の支援、さらには首都圏形成計画等のブロック全体の国土計画の作成等、幅広い業務を担っている。</p> <p>こうした幅広くかつ国民生活に直結する業務に迅速かつ適切に対応するためには、中央官庁や地方公共団体等の関係機関に関する最新の情報を日常的に収集しておく必要がある。</p> <p>株式会社時事通信社は、独自に配信している官庁速報をはじめ、各省大臣及び首長の会見速報、時々刻々と発生する政治・社会ニュース等について、多数の職員がリアルタイムに情報収集が可能なサービスを提供している唯一の者である。</p> <p>以上により、当該社と随意契約を締結するものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	14,916,000	14,916,000	100.00%		
12 R6-7 東京国道事務所共同溝監視業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月1日	日本ユーティリティサービス(株) 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9	4010001062563	<p>本業務は、東京国道事務所が管理する共同溝（約120km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視及び有事の際の通報等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類及び配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。</p> <p>さらに、共同溝のセキュリティを確保するにあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。</p> <p>当該業者は、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、各占有企業者の出資により設立された会社であり、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社であるとともに、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。</p> <p>したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者が要求する機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	非公表	2,429,900,000	—		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員 の数	備 考
13 R6-7横浜国道事務所共同溝監視業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月1日	日本ユーティリティ スプウェイ(株) 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9	4010001062563	<p>本業務は、横浜国道事務所が管理する共同溝（約50km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視及び有事の際の通報等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。</p> <p>また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類及び配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。</p> <p>さらに、共同溝のセキュリティを確保するにあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。</p> <p>当該業者は、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、各占有企業者の出資により設立された会社であり、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社であるとともに、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。</p> <p>したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者が要求する機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	非公表	550,000,000	-		
14 R6-7千葉国道事務所共同溝監視業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月1日	日本ユーティリティ スプウェイ(株) 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9	4010001062563	<p>本業務は、千葉国道事務所が管理する共同溝（約24km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視及び有事の際の通報等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。</p> <p>また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類及び配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。</p> <p>さらに、共同溝のセキュリティを確保するにあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。</p> <p>当該業者は、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、各占有企業者の出資により設立された会社であり、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社であるとともに、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。</p> <p>したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者が要求する機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	非公表	218,350,000	-		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
15 R6-7相武国道事務所共同溝監視業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月1日	日本ユーティリティサービス株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	4010001062563	<p>本業務は、相武国道事務所が管理する共同溝（約10km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視及び有事の際の通報等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。</p> <p>また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類及び配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。</p> <p>さらに、共同溝のセキュリティを確保するにあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。</p> <p>当該業者は、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する監視・点検・維持管理等を目的として、各占有企業者の出資により設立された会社であり、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社であるとともに、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。</p> <p>したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者が要求する機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	非公表	108,900,000	-		
16 R6-7大宮国道事務所共同溝監視業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月1日	日本ユーティリティサービス株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	4010001062563	<p>本業務は、大宮国道事務所が管理する共同溝（約3km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視及び有事の際の通報等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。</p> <p>また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類及び配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。</p> <p>さらに、共同溝のセキュリティを確保するにあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。</p> <p>当該業者は、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する監視・点検・維持管理等を目的として、各占有企業者の出資により設立された会社であり、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社であるとともに、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。</p> <p>したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者が要求する機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	非公表	25,850,000	-		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
17 R 6 関東地方整備局ホームページ等運営支援業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和6年4月1日	日本レコードマネジメント(株) 東京都千代田区鍛冶町 2-9-12	3010001033961	本業務は、関東地方整備局で展開する広報活動のうち、ホームページ及びイントラネットの運営支援を目的とするものである。 本業務を遂行するためには高度な企画力を必要とすることから、関東地方整備局職員から寄せられる「CMS取扱い」やhtml記述などの「ウェブ関連技術」に関する相談に対して、効率的に対応するための工夫や取り組みについて企画提案を求め、企画競争により公募を行ったところ、1者から企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、日本レコードマネジメント株式会社は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び特定テーマに係る技術力を備えていると認められる。 上記から、日本レコードマネジメント株式会社は本業務を実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令 第12 条第1 項第1号	20,053,000	20,020,000	99.85%		
18 R 6 入札契約手続支援システム改良業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和6年4月1日	東芝デジタルソリューションズ(株)官公営業第三部 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34	7010401052137	本業務は、契約事務処理の効率化を図るため入札契約手続支援システムの改良・更新を行うものである。また、システムが常に適正に稼働するためのシステム等の運用サポート及び、障害発生時に迅速に原因調査・復旧作業を行うことにより、契約手続業務に支障をきたさないための保守作業を行うものである。 本システムは、入札・契約手続作業にかかる技術審査や帳票作成等の事務処理や契約状況等のデータ抽出を適切かつ迅速に行うことを目的に構築され、入札契約手続に特化した汎用性のない重要なシステムであり、障害発生時や運用方針の変更等を伴うシステム改良・更新について、迅速な対応を行わなければ業務の遂行が著しく困難となる。 よって、本業務を適切かつ確実に履行するためには、高い信頼性が求められるとともに、高度なシステム構築の知識や経験があるだけではなく、関東地方整備局の電算環境を把握したうえで、関連する各システムとの連携を図りつつ改良を行わなければならないため、本システムの改良・更新及び保守作業に関するシステム構成を熟知し、システム運用の幅広い知識と経験を兼ね備えた技術者を有する者に行わせる必要がある。 このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている者である左記事業者を特定予定者とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記事業者と契約を行うものである。 会計法 第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第12条第1項第1号	84,086,376	84,040,000	99.85%		
19 R 6 新技術情報提供システム改良等業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和6年4月1日	日本工営(株) 東京支店 東京都千代田区麹町5-4	2010001016851	本業務は、新技術の活用及び普及を推進するため整備している新技術情報提供システム(NETIS)について、クラウドサーバの調達・管理、システム保守及び利用者の利便性向上のためのシステム改良を行うことを目的とする。 本システムは、新技術の活用促進を目的として、国交省職員及び一般向けに新技術に係わる情報をインターネット上で共有及び提供するための重要なシステムであり、システム障害発生時や機能改善を目的としたシステム改良等について、迅速な対応を行わなければ業務の遂行が著しく困難となる。 よって、本業務を適切かつ確実に履行するためには、高い信頼性が求められるとともに、高度なシステム構築の知識や経験があるだけではなく、本システムのシステム構成を熟知し、把握したうえで、改良及び保守作業を行わなければならないため、システム運用の幅広い知識と経験を兼ね備えた技術者を有する者に行わせる必要がある。 このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている左記事業者を特定予定者とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記事業者と契約を行うものである。 会計法 第29 条の3 第4 項 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令 第12 条第1 項第1号	46,519,000	46,519,000	99.85%		

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 職員の 数	備 考
20 R6 機械設備維持管理システム改良等業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月1日	(株)長大 北関東支店 埼玉県さいたま市大宮 区桜木町2-324-1	5010001050435	<p>本業務は、土木機械設備の維持管理の効率化のため整備している機械設備維持管理システムについて、クラウドサーバの調達・管理、システム保守及び利用者の利便性向上のためのシステム改良を行うことを目的とする。</p> <p>本システムは、河川及び道路における土木機械設備の点検・整備・故障などのデータを蓄積し、そのデータを基に設備の状態監視や傾向管理支援など、機械設備における維持管理の効率化を目的とした重要なシステムであり、システムの障害発生時や運用方針の変更等を伴うシステム改良について、迅速な対応を行わなければ業務の遂行が著しく困難となる。</p> <p>よって、本業務を適切かつ確実に履行するためには、高い信頼性が求められるとともに、高度なシステム構築の知識や経験があるだけでなく、本システムのシステム構成を熟知し、把握したうえで、改良及び保守作業を行わなければならないため、システム運用の幅広い知識と経験を兼ね備えた技術者を有する者に行わせる必要がある。</p> <p>このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている下記業者を特定予定者とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記業者と契約を行うものである。</p> <p>会計法 第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令 第12条第1項第1号</p>	25,850,000	25,850,000	99.85%		
21 R6 関東管内水位表示システム運用管理業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月1日	パシフィックコンサル タツ(株) 首都圏本 社 東京都千代田区神田錦 町3-2-2	8013401001509	<p>本業務は、河川管理者及び自治体危機管理担当者向けに洪水監視体制の迅速化を目的として各種水位計データや氾濫危険箇所等の関連情報を省力化・効率化（抜粋した情報を1画面で監視）して活用できるよう構築した「関東管内水位表示システム」の運用管理及び保守点検を行うものである。</p> <p>本業務は、関東地方整備局内及び自治体へ配信されているシステムであり、洪水監視において重要なシステムである。そのため、システムに障害が発生した場合において、迅速な対応を行わなければ業務の遂行が著しく困難となる。</p> <p>よって、本業務を適切かつ確実に履行するためには、高い信頼性が求められるとともに、公物管理のシステム運用管理の知識や経験があるだけでなく、システムに障害が発生した場合の対応を熟知し、把握したうえで、改良及び保守点検作業を行わなければならないため、公物管理のシステム運用管理の幅広い知識と経験を兼ね備えた技術者を有する者に行わせる必要がある。</p> <p>このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えているパシフィックコンサルタツ株式会社を特定予定者とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記業者と契約を行うものである。</p> <p>会計法 第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令 第12条第1項第1号</p>	非公表	46,310,000	—		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備考
22 R6管内クライアントPC1式賃貸借	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月1日	富士電機ITソリューション(株) 東京都千代田区外神田 6-15-12	9010001087242	<p>本件は、私的端末の業務利用禁止の政府方針に沿うように実施しているクライアントPCの入替が済むまでの間、再リースを行うものである。</p> <p>ノート型PCへの入替は、R5-9管内クライアントPC賃貸借において、令和6年2月より運用を開始しているが、半導体不足による価格高騰により調達可能なPCの数量が減少した。</p> <p>このことから、R6-9管内クライアントPC賃貸借で調達可能となる令和6年6月末までの間、継続して既存クライアントPCを使用する必要が生じたものである。</p> <p>既存クライアントPCの導入に関しては、令和元年度にWTO総合評価落札方式により上記業者と賃貸借契約を締結済みである。既存のクライアントPCは、関東地方整備局の運用環境に合わせた設計仕様に基づき、運用試験及び調整を経て構築されたものであり、安定的稼働が確認されている唯一の環境である。市場調達が可能である別途の機器類を用いて新たに同様の環境を調達するには多大な費用・期間を要する。</p> <p>クライアントPCの運用は、現在の契約が終了する翌日の令和6年4月1日から切れ目無く開始されることが必須であり、同日から新たに業務契約をする場合にあっては、この時点から必要な環境を準備する必要がある。</p> <p>よって、左記以外の者から調達をしたならば、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため、下記適用法令に基づき、上記業者と随意契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第12条第1項第1号</p>	非公表	20,129,791	—		
23 R6遠隔操作で使用するソフトの使用権	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月1日	パナソニックコネク (株)現場ソリューションカンパニー 首都圏部門 東京都中央区銀座8-21-1	3010001129215	<p>本件は、在宅勤務を可能とするため、外部よりデスクトップ型PCへの遠隔操作を実施するためのライセンスを調達するものである。</p> <p>現在、関東地方整備局では、BYOD（私的端末の業務利用）禁止の政府方針に沿って、行政事務用賃貸借PCを自宅等に持ち出せるよう整備を進めている段階であり、令和6年6月末までに全端末をデスクトップ型PCからノート型PCに入れ替える整備を進めている。</p> <p>このことから、令和6年6月末までの間、デスクトップ型PCが残るため、継続して遠隔操作を実施するためのライセンスを調達する必要が生じたものである。</p> <p>調達にあたり、一般競争入札方式で契約手続きを行ったが、競争参加資格確認申請書を提出する業者がおらず、不調となった。</p> <p>遠隔操作を実施するためのライセンスは、現在の契約が終了する翌日の令和6年4月1日から切れ目無く開始されることが必須である。</p> <p>左記業者は、現在ライセンスを調達している者であり、迅速にライセンスを調達することが可能なため緊急随意契約を行うものである。</p> <p>会計法 第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	8,012,400	8,012,400	100.00%		
24 R6全国道路施設点検データベース情報提供	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月1日	(一社)日本みち研究所 東京都江東区木場2-15-12	8010605002135	<p>本業務は、道路施設（道路橋、トンネル、舗装、道路附属物、土工）の諸元、点検データの他、より詳細なデータを一元管理する全国道路施設点検データベースを活用することにより、維持管理の更なる効率化・高度化を図る事を目的として、一般財団法人日本みち研究所が管理・運営する「全国道路施設点検データベース」により、道路施設情報（諸元や点検データ等）の管理・提供を受けるものである。</p> <p>当該法人は、「道路施設のデータベースの管理運営機関の公募」により、「全国道路施設点検データベース」の整備及び管理運営を行う機関に選定された唯一の法人である。</p> <p>よって、本業務を遂行できる唯一の契約相手方である上記法人と随意契約を締結するものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	非公表	3,465,000	—		

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
25 R6「建設物価」材料単価等情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月2日	(一財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大 伝馬町11-8	6010005018675	本業務は、市販の物価資料に掲載されている材料単価及び建設機械賃料のうち、土木工事の積算での使用頻度が高い品目について新土木積算システムに反映するために、指定のデータレイアウトへ変換し、テキスト形式へ出力した情報の提供を受けるものである。 市販の物価資料のうち、月刊「建設物価」（「Web建設物価」を含む。）及び「土木コスト情報」は、（一財）建設物価調査会が販売しているところである。 本業務にて提供を受ける材料単価及び建設機械賃料は、土木工事の積算で使用する価格情報であるため、正確かつ迅速に提供を受ける必要がある。 このため、上記の技術的要件を兼ね備えている者である左記事業者を特定予定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	9,768,066	—		
26 R6第72回利根川水系連合・総合水防演習運営実施業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月5日	(株)サードセンス 東京都千代田区神田淡 路町1-11-8	9010001091905	本業務は第72回利根川水系連合・総合水防演習の実施にあたって、演習を円滑、効果的かつ安全に行うために運営計画の検討の上、演習の運営・進行管理及び会場設営・撤去等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、水防活動の意義や重要性が参加者や地域住民等に広く認知されるための効果的な手法について企画提案を求め、企画競争により公募を行ったところ、1者から企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、株式会社サードセンスは、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、株式会社サードセンスは当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	84,865,000	84,865,000	100.00%		
25 R6大型車両の通行適正化に関する啓発活動支援業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和6年4月12日	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋 一丁目5番10号	2010005004175	本業務は、大型車両の通行適正化に向けて、運送事業者、荷主及び社会一般に対する効果的な啓発活動の取組内容について、国土交通省、高速道路会社、地方公共団体及び関係企業団体が連携して設立した「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）へ提案を行い、決定された取組内容の実施及び効果検証を行うとともに、同協議会の運営支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、特殊車両通行制度について、特殊車両通行許可申請者、荷主及び社会一般のうち特に荷主を対象とした場合の効果的な広報手法について企画提案を求め、企画競争により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、公益財団法人日本道路交通情報センターは、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、公益財団法人日本道路交通情報センターは当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	10,956,000	10,956,000	100.00%		